

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日 ～ 令和9年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・育児休業・出生時育児休業取得率50%以上
平均2カ月以上

女性社員・・・育児休業取得率95%以上

<対策>

- 令和7年 9月～ 各職場における休業者の業務力バード体制の検討
(業務体制の見直し、複数担当者制など)・実施